

証券コード 9934
平成27年6月1日

株 主 各 位

大阪市西区立売堀4丁目11番14号
因幡電機産業株式会社
代表取締役社長 守 谷 承 弘

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月18日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月19日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 大阪市西区立売堀4丁目11番14号
当社 11階会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第67期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第67期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.inaba.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動による個人消費の落ち込みが見られたものの、企業収益の改善を背景に雇用・所得環境が好転し、経済の好循環実現に向けて緩やかながら回復基調が続きました。

当社グループの係わる電設資材業界は、平成26年度の新設住宅着工戸数が88万戸（前年同期比10.8%減）と大幅に落ち込んだ一方、経済対策としての公共投資や東日本大震災の復興需要などが下支えとなり、底堅く推移いたしました。

また、自社製品の係わる空調業界は、夏季の天候不順の影響や消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により平成26年度のルームエアコンの国内出荷台数が809万台（前年同期比14.1%減）となり、低調に推移いたしました。

このような情勢のもと、当社グループは中長期的な経営戦略に沿って、重点施策を着実に推進するとともに、積極的な営業活動を展開いたしました。

その結果、連結売上高2,394億11百万円（前年同期比2.4%増）、連結営業利益131億93百万円（前年同期比10.4%増）、連結経常利益138億円（前年同期比15.6%増）、連結当期純利益87億41百万円（前年同期比32.0%増）となり、過去最高の業績を更新いたしました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

<電設資材事業>

太陽光発電向け及び公共工事向けをはじめとして電設資材の販売が好調に推移し、特に受配電設備が増収となったほか、電線ケーブル類や配線資材などの販売が増加した結果、連結売上高1,613億44百万円（前年同期比3.1%増）となりました。

<産業機器事業>

企業収益の改善に伴う設備投資意欲の高まりを受けて制御機器や電子部品の販売が増加したことに加え、システム提案の推進が奏功したことによりアセンブリ商品の販売が伸長した結果、連結売上高253億45

百万円（前年同期比5.9%増）となりました。

＜自社製品事業＞

ルームエアコン出荷台数の反動減に伴い主力製品である空調配管化粧カバー「スリムダクトシリーズ」などの販売が減少いたしました。前第2四半期より連結対象となった(株)パトライトの業績が通期で寄与したものの、空調分野や住宅分野の減収を補いきれず、連結売上高527億21百万円（前年同期比1.0%減）となりました。

セグメント売上高

区 分	売上高	構成比	前年同期比
	百万円	%	%
電 設 資 材 事 業	161,344	67.4	103.1
産 業 機 器 事 業	25,345	10.6	105.9
自 社 製 品 事 業	52,721	22.0	99.0
合 計	239,411	100.0	102.4

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資の状況

当社グループでは、企業競争力の強化及び中長期的な成長のため、当社子会社であるSIAM ORIENT ELECTRIC CO., LTD. のタイ工場における新棟建設のほか、生産設備の増設や更新を中心に総額14億34百万円の設備投資を実施いたしました。これに要した資金につきましては、自己資金及び借入金で賄っております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、バンコク銀行より短期借入金として3億30百万円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、アベノミクス効果による経済の好循環が期待されるなか、平成32年開催予定の東京オリンピックに向けた建設需要や東日本大震災の復興需要などを背景に今後も堅調に推移していくものと予想されます。

このような認識のもと、当社グループは中長期的な成長を目指し、①自社製品（PB商品を含む）の開発・拡充、②省エネ・環境ビジネ

スの推進、③首都圏市場におけるシェア拡大、④グローバル展開の加速といった重点施策を着実に実行していくことによって企業価値の最大化を追求してまいります。

当面の課題として、グループ内の連携を強化し、シナジーの創出による収益力の向上に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 64 期 平成24年3月期	第 65 期 平成25年3月期	第 66 期 平成26年3月期	第 67 期 平成27年3月期 (当連結会計年度)
	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高	180,084	197,380	233,695	239,411
経常利益	8,942	9,371	11,936	13,800
当期純利益	4,442	4,872	6,624	8,741
1株当たり当期純利益(円)	202.13	220.77	253.15	317.54
総資産	121,694	132,850	161,332	167,075
純資産	72,373	77,137	94,361	100,896
1株当たり純資産額(円)	3,274.94	3,432.00	3,439.22	3,625.56

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。
 3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。

(6) 重要な子会社の状況 (平成27年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
(株) パ ト ラ イ ト	300 百万円	100 %	自社製品事業
春 日 電 機 (株)	300	100	自社製品事業
SIAM ORIENT ELECTRIC CO., LTD.	133 百万 パーツ	100	自社製品事業

- (注) SIAM ORIENT ELECTRIC CO., LTD. は、平成26年4月24日付で増資を行い、資本金が33百万パーツ増加しております。

(7) 主要な事業内容（平成27年 3月31日現在）

当社グループは、電設資材及び制御機器等の卸販売並びに空調部材等の製造販売を事業活動として展開しております。

主要な事業内容は次のとおりであります。

セグメント	主 要 品 目
電 設 資 材 事 業	電線ケーブル類、ケーブルラック、電球類、住宅用・施設用照明器具、配分電盤、トランス、キュービクル、配線器具、冷暖房機器、工具類、放送設備、通信機器、防災システム、ビル管理システム、太陽光発電システム
産 業 機 器 事 業	センサー、マイクロスイッチ、リレー、タイマー、FA機器、電子機器、表示器
自 社 製 品 事 業	ペアコイル、ネオコイル、フレア配管セット、スリムダクト、プラロック、ビッグタイ、耐火キャップ、JDダクト、銅管継手、マルチメディア情報配線システム、表示灯・回転灯、音声機器、散光式警光灯、表示機器、接続機器、開閉器

(8) 主要な営業所及び工場（平成27年 3月31日現在）

① 当 社

大 阪 本 社	大阪市西区立売堀 4 丁目 11 番 14 号
東 京 本 社	東京都港区港南 4 丁目 1 番 8 号
工 場	茨城、奈良、福岡
物 流 セ ン タ ー	東京、大阪
営 業 所	21 営業所
近 畿	堺営業所など 7 営業所
關 東	多摩営業所など 4 営業所
北 海 道	札幌営業所など 2 営業所
東 北	仙台営業所など 2 営業所
東 海	名古屋営業所
北 陸	金沢営業所
中 国	広島営業所など 2 営業所
九 州	福岡営業所など 2 営業所

② 子会社

(株) パ ト ラ イ ト	大阪市
春 日 電 機 (株)	東京都武蔵野市
SIAM ORIENT ELECTRIC CO., LTD.	タイ国チョンブリ県

(9) 企業集団の使用人の状況（平成27年3月31日現在）

セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
電設資材事業	684(80)名	35(11)名
産業機器事業	143(7)	7(0)
自社製品事業	906(219)	10(△13)
全社（共通）	94(11)	△1(2)
合 計	1,827(317)	51(0)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 76,460,000株

(2) 発行済株式の総数 27,764,875株（自己株式19,925株を除く）

（注）発行済株式総数の増加412,700株は、ストックオプションの権利行使に伴う新株式の発行による増加であります。

(3) 当事業年度末の株主数 10,044名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	1,781,600株	6.41%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	1,293,000	4.65
株 式 会 社 り そ な 銀 行	798,120	2.87
因幡電機従業員持株会	659,124	2.37
吉 川 昌 子	404,900	1.45
RBC ISB A/C DUB NON RESIDENT-TREATY RATE	400,000	1.44
株 式 会 社 日 阪 製 作 所	318,484	1.14
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	307,300	1.10
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	305,523	1.10
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口5）	302,500	1.08

（注） 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成27年3月31日現在)

①平成21年7月30日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
419個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的となる株式の数
41,900株
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり211,600円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成23年7月31日から平成28年7月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	177個	17,700株	2名
社外取締役	0個	0株	0名
監査役	0個	0株	0名

②平成23年7月28日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
991個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的となる株式の数
99,100株
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり219,400円

- ・新株予約権を行使することができる期間

平成25年7月29日から平成30年7月28日まで

- ・新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない

- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	566個	56,600株	5名
社外取締役	0個	0株	0名
監査役	0個	0株	0名

③平成24年7月30日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数

1,697個（新株予約権1個につき100株）

- ・新株予約権の目的となる株式の数

169,700株

- ・新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに払い込みは要しない

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり221,800円

- ・新株予約権を行使することができる期間

平成26年7月31日から平成31年7月30日まで

- ・新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない

- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	841個	84,100株	7名
社外取締役	0個	0株	0名
監査役	0個	0株	0名

④平成26年7月28日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
4,000個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的となる株式の数
400,000株
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり356,000円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成28年7月29日から平成33年7月28日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	1,000個	100,000株	7名
社外取締役	0個	0株	0名
監査役	0個	0株	0名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

平成26年7月28日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
4,150個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的となる株式の数
415,000株
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり356,000円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成28年7月29日から平成33年7月28日まで

・新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない

・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当社使用人	3,000個	300,000株	204名
子会社の役員及び使用人	0個	0株	0名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	守 谷 承 弘	
専 務 取 締 役	吉 田 益 巳	営業本部長
常 務 取 締 役	枝 村 浩 平	営業副本部長兼総合営業統括部長兼電設東日本事業部・電設西日本事業部・近畿電設事業部管掌
常 務 取 締 役	家 郷 晴 行	管理本部長兼経営企画室長
常 務 取 締 役	喜 多 肇 一	生産技術本部長兼電材西日本事業部・電工事業部管掌
取 締 役	奥 田 善 紀	商品事業部長
取 締 役	岩 倉 広 幸	電設東日本事業部長兼電材東日本事業部管掌
取 締 役	高 橋 司	弁護士 日本ペイント(株) 監査役 イオンディライト(株) 監査役
常 勤 監 査 役	酒 井 昭	
常 勤 監 査 役	藤 原 利 往	シライ電子工業(株) 監査役
監 査 役	井 之 上 明 彦	公認会計士

- (注)
1. 取締役高橋 司氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役藤原利往氏及び井之上明彦氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役井之上明彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、取締役高橋 司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 5. 当事業年度中における取締役の地位および担当の異動は次のとおりであります。
 - ①平成26年10月1日付で、常務取締役喜多肇一氏の担当が、電材西日本事業部・電工事業部管掌から生産技術本部長兼電材西日本事業部・電工事業部管掌となりました。
 - ②平成26年9月30日付で、常務取締役吉良洋二氏（生産技術本部長兼生産技術本部海外事業推進部長）は辞任により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役	9名	389百万円
監 査 役	3名	33百万円
合 計	12名	422百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等の総額のうち、社外取締役1名、社外監査役2名の報酬の合計額は22百万円であります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成20年6月20日開催の第60期定時株主総会において年額400百万円（内社外取締役分30百万円）以内（ただし、使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成9年6月27日開催の第49期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
5. 取締役の報酬等の総額には、平成26年9月30日付で辞任により退任した取締役1名を含んでおります。なお、当事業年度末現在の役員の数、取締役8名であります。
6. 取締役の報酬等の総額には、平成21年6月19日開催の第61期定時株主総会において年額100百万円を上限として決議いただいたストックオプションによる報酬額18百万円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役高橋 司氏は、日本ペイント㈱及びイオンディライト㈱の社外監査役であります。なお、当社と日本ペイント㈱及びイオンディライト㈱の間には特別な関係はありません。

監査役藤原利往氏は、シライ電子工業㈱の社外監査役であります。なお、当社とシライ電子工業㈱の間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会		監査役会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 高橋 司	12回中12回	100%	—	—
監査役 藤原利往	12回中12回	100%	9回中9回	100%
監査役 井之上 明彦	12回中12回	100%	9回中9回	100%

(注) 当事業年度におきましては、合計12回の取締役会を開催しました。また、当事業年度におきましては、合計9回の監査役会を開催しました。

取締役会等における発言状況

取締役高橋 司氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。

監査役藤原利往氏は、社外監査役として、取締役会において、審議に関して必要な発言を適宜行っております。また、監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務執行に関する事項について意見を述べております。

監査役井之上明彦氏は、公認会計士としての豊富な経験を基に社外監査役としての見地から、取締役会において議案及び審議等につき積極的に発言を行っております。また、監査役会においても職務執行に関する事項について意見交換、重要事項の協議等を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	41百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年4月27日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

①当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令、社内規定等を遵守するための「行動基準」等を定め、これを当社及び子会社の取締役等及び使用人に周知徹底します。
- ・コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメントと企業倫理・コンプライアンスを統合して推進します。
- ・内部監査を実施し、倫理性・透明性の高い事業活動を実践できるよう遵法精神の浸透を図ります。
- ・内部通報制度を導入し、法令等に違反する行為、またはそのおそれのある行為について、当社及び子会社の取締役等及び使用人より通報を受け付けます。
- ・社外取締役を選任し、経営監視機能を強化します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的媒体に記録し、法令、社内規定等に基づいて適切に保存及び管理します。
- ・透明性の高い経営を実現するために、情報開示委員会を設置し、重要情報について適時に積極的な開示を行います。

③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・各事業部単位でリスクの洗い出しを行い、定期的に見直しを行います。また、重点対応リスク及び対応方針を検討し、各部門で対応策を実施します。
- ・各子会社の所管部門を定め、所管部門は関連部門と協力して子会社のリスク管理を行います。
- ・上記のうちグループ全体に関係する重大リスクについては、全社的な対応を行います。
- ・危機発生の際には、対策委員会を設置する等して報告及び情報伝達を迅速に行い、必要な対策を講じます。

- ④当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・社内カンパニー制を採用し、各事業部の執行責任及び成果責任を明確化するとともに意思決定の迅速化と業務の効率化を図ります。
 - ・子会社の経営については自主性を尊重しつつ、必要に応じて適切な指導や助言を行い、グループとしての経営効率を図ります。
 - ・取締役会にて構築すべき内部統制の有効性について、内部監査にて検証します。
- ⑤子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 「関係会社管理規定」に基づき、各子会社は経営内容等の定期的な報告と重要事項についての事前協議を行います。
- ⑥財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規定等の整備を図るとともに適切に報告する体制を整備します。
 - ・その体制についての整備・運用状況を定期的・継続的に評価する仕組みを構築します。
- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議のうえ、当該使用人を指名します。
 - ・当該使用人は監査役の指揮命令下で職務遂行します。
 - ・当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等には監査役の同意を必要とします。
- ⑧当社及び子会社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
- ・取締役は重要事項について監査役に遅滞なく報告します。
 - ・内部監査の結果は監査報告書の交付により監査役に報告されます。
 - ・監査役は取締役及び使用人から子会社の管理の状況について報告を受け、必要があるときは、子会社に対し事業の報告を求めます。
- ⑨監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 内部通報制度における通報窓口には監査役も含まれ、通報者は内部通報によって不利な取扱いを受けないものとします。

- ⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は職務の執行上支出した費用について当社に償還を請求することができ、請求があった場合には速やかに処理を行います。

- ⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役会は、社長及び取締役へ定期ヒアリングを行います。また、監査室長を招聘し、内部監査報告を実施するほか、会計監査人とも定期的な意見交換を行います。
 - ・監査役は必要に応じて、重要会議に出席することができるものとします。
 - ・社外監査役を通じ、監査の客観性と実効性を確保します。
- ⑫反社会的勢力排除に向けた体制
- ・当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引関係その他いかなる関係も持ちません。
 - ・反社会的勢力による不当な要求には、警察当局等と連携しながら毅然たる態度で対応します。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は株式会社の支配に関する基本方針を定めており、その概要(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は以下のとおりであります。

①基本方針の内容

当社は、当社の株券等の大規模買付行為またはその提案であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、本来、株式会社の支配権の移転を伴う大規模買付行為またはその提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものであります。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは取締役会が代替案を策定するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付行為を行おうとする者の掲げる条件よりも有利な条件を提示するためにこれらの者との交渉を必要とするもの等、企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた諸施策の潜在的効果、事業分野・人的ネットワークの有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上でなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保・向上させることは困難であると考えており、当社の株券等の大規模買付行為を行う者がこれらの要素を十分に把握し中長期的な事業展開を行う者でなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に反することになると考えます。

こうした事情に鑑み、当社は、このような、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に反する大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

②基本方針の実現に資する取組み

- ・当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

<当社の経営の基本理念について>

当社は、「省エネルギー、省資源など地球環境に配慮し、豊かで快適な社会づくりに貢献する」という経営の基本理念のもと、電設資材商品の卸販売・空調部材等の製造販売を行っております。省エネルギーの推進、地球環境への配慮といった新しい価値観が時代のニーズをリードしておりますが、その中でも電気に関わる商品・製品が社会に果たす役割は無限にあるといっても過言ではありません。当社は、これらを安定供給するという社会的使命を果たしつつ、当社を取り巻く多くのステーク・ホルダーの信頼に応え、その責任を果たすことを通じて、企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保・向上を図っております。

<当社の企業価値の源泉について>

当社は、昭和13年に特殊電動発動機の製造業として創業し、その後、電設資材商品の卸販売業へ転換し、さらに、商品を広く供給するという流通業としての使命に応えるべく営業の全国展開を行うとともに、空調部材等の製造販売業に進出する等して、今日に至っております。当社が、このように長きにわたり事業を展開することができているのは、当社の事業の背後にある経営の基本理念を、株主の皆様をはじめとするステーク・ホルダーにご理解いただけているからと考えております。

当社の特徴は、電設資材商品の卸販売、及び、空調部材等の製造販売を両輪として事業を展開していることにあります。電設資材商品の卸販売においては、豊富な商品知識と独自の調達機能を活かし、単なる商材の流通にとどまることなく付加価値の高い活きた商材を提供し続けることにより、業界最大手の規模と販売量を誇っております。他方、空調部材等の製造販売においては、独創性の高い製造技術や新たなニーズの発掘に基づく高品質な製品の提案により、高収益を生み出しております。かかる両輪のシナジー効果が、当社事業の継続的な成長につながっております。

また、当社は、電設資材商品の卸販売業として総合メーカーの傘下に入ることなく、経営の独立性を確保しているという特徴も有しております。このことにより、仕入面に関しては、特殊分野に特化した専門メーカーを中心として、幅広い商材の取扱いが可能となり、顧客のニーズに即応した供給体制を実現することができるとともに、専門メーカー等と共同して顧客のニーズを商品開発につなげることも可能となっています。加えて、販売面に関しては、総合メーカー主導の販売エリアの束縛を受けることなく、主要都市に営業拠点を配置することができ、全国各地の顧客へ商品を供給することが可能となっています。さらに、メーカーと顧客をつなぐ卸販売業として、「人と人のつながり」、「会社と会社のつながり」を大切にする当社の社風は、創業から今日に至るまでの得意先・仕入先との相互研鑽を形成し、取引先相互の発展と良好な関係の構築に結実しております。

さらに、顧客満足度の向上、他社との差別化を図るためには、電設資材・空調部材等分野の専門家としての技術力を備えた人材が不可欠であり、このような技術力を備えた従業員が当社の経営資源の核となることから、当社はこれまでも優秀な人材の確保や継続的な育成に時間と資金を惜しまない経営方針を貫いてまいりました。当社は、今後とも、従業員とともに成長・発展していく企業であり続けたいと考えております。

当社がその社会的使命・責任を果たすためには、長期にわたる安定的な経営基盤の確保に努めることが必要であると考え、当社を支援してくださる株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして掲げております。

<当社の今後の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて>

当社は、今後も多くのステーク・ホルダーにご満足いただけるよう経営理念に基づき、その社会的使命・責任を果たしていくと同時に、中期経営計画に掲げる「自社製品の開発・拡充」をはじめとする重点施策を着実に実行し、収益力の向上及び持続的な成長を図ることによって、さらに企業価値ひいては株主の皆様との利益を確保・向上させることに努めてまいります。

・コーポレート・ガバナンスの整備

当社は、上記の取組みをより実効性あるものとするために、コーポレート・ガバナンスに重点を置いた経営を行っております。

経営上の意思決定・業務執行の監督を行う機関である取締役会の意思決定の客観性・合理性を担保し、これに対する監督機能の充実を図るべく社外取締役を1名選任するとともに、取締役の経営責任を明確にするべく取締役の任期を選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。さらに、意思決定機関としての取締役会を補完するものとして経営会議を設置し、各事業部門の事業計画や執行状況の確認等を行うとともに、取締役会の委嘱を受けた重要事項について審議しております。

また、経営チェック機関として、監査役は、取締役会の意思決定や取締役の業務執行を監査するほか、社長直属の専任部門である監査室とも緊密な連携をとり、また、会計監査人とも積極的な意見・情報交換等を行うことにより、監査役監査の実効性を高めております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成26年5月14日開催の取締役会において、同年6月20日開催の第66期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件として、平成23年5月11日開催の取締役会において導入することを決議し同年6月17日開催の第63期定時株主総会における承認により導入された「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針」を継続（以下、継続後の対応方針を「本プラン」といいます。）することを決議いたしました。

そして、当社定款第19条に基づき、本定時株主総会において、本プランへの継続について株主の皆様のご承認をいただきました。本プランの概要は以下のとおりであります。

- ・本プラン発動の対象となる買付行為

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け、もしくは、当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為またはこれらに類似する行為（以下、「大規模買付行為」といいます。また、大規模買付行為を行おうとする者または大規模買付行為の提案を行う者を、以下、併せて「大規模買付者等」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合が対象となります。

- ・情報提供とその評価・検討等

- <当社に対する情報提供>

大規模買付者等には、大規模買付行為に先立ち、本プランに定められた手続（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を遵守する旨の誓約その他一定の事項を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、大規模買付者等に対して、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者等に対して、大規模買付行為に関する情報として当社への提出を求める事項を記載した書面（以下、「大規模買付情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者等には、大規模買付情報リストに従い、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断並びに当社取締役会及び特別委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を、当社取締役会が適切と判断する期限までに当社取締役会に書面で提供していただきます。大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。また、大規模買付者等が大規模買付情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社取締役会は、大規模買付者等に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

提出された大規模買付情報が、株主の皆様または当社取締役会もしくは特別委員会が当該大規模買付行為を評価・検討するための情報として十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、適宜回答期限を定めた上で大規模買付者等に対して追加的に情報提供を求めることがあります。また、当社取締役会は、株主の皆様または当社取締役会もしくは特別委員会が大規模買付行為を評価・検討するための必要かつ十分な情報が当該大規模買付者等から提出されたと判断する場合には、速やかにその旨の通知を当該大規模買付者等に行います。

なお、意向表明書の提出があった事実、及び、当社取締役会に提供された大規模買付情報その他の大規模買付行為に関連する情報（大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者等から提供されなかった情報については、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。）のうち、株主の皆様のご判断のため開示することが妥当であると考えられるものにつきましては適時かつ適切に開示します。

<当社取締役会による大規模買付情報の評価・検討等>

大規模買付者等による大規模買付情報の提供が行われた後、当社取締役会は、これらの情報を評価・検討し、大規模買付者等との買付条件に関する交渉、当該大規模買付行為に対する意見形成、代替案の策定等を行います。また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動の是非について、特別委員会に諮問し、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得るものとします。

当社取締役会がこれらの評価・検討等を適切に行うために、最長60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる、当社の全ての株券等の大規模買付行為の場合）または最長90日間（それ以外の大規模買付行為の場合）の評価期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）を設定します。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会評価期間終了日までに、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表いたします。

また、当社は、当該決定がなされた場合は、速やかにその旨及び対抗措置発動の際には法令等により定められている事項のほか、当社取締役会が適切と認める事項について当社株主及び投資家の皆様に開示を行います。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決定に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合は、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、最長30日間取締役会評価期間を延長できるものとします。取締役会評価期間を延長する場合は、延長する日数及び延長の理由を速やかに情報開示いたします。

大規模買付者等は、取締役会評価期間が経過した後においてのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主総会を招集する場合については、下記をご参照下さい。

・大規模買付行為がなされた場合の対応方針

<大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守する場合>

大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守する場合には、当社取締役会が仮に大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は存するものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することはありません。大規模買付者等の提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該大規模買付行為の内容並びにそれに対する当社取締役会の意見及び代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保・向上させることを目的として、対抗措置の発動を決定することがあります。

<大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守しない場合>

大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守していないことが明らかな場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保・向上させることを目的として、特別委員会の勧告を待たずに対抗措置の発動を決定することができるものとします。大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守していないと当社取締役会が判断するものの、それが必ずしも明らかではない場合には、当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されたか否かについて特別委員会に諮問し、大規模買付ルールが遵守されておらず対抗措置を発動すべきであると特別委員会が勧告する場合には、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して対抗措置の発動を決定することがあります。

対抗措置の具体的な方策としては、原則として、新株予約権の無償割当てを行います。また、会社法その他法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

- ・株主総会の決議

特別委員会から対抗措置の発動の是非について株主総会に諮るよう勧告された場合においては、当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する議案を当社定款第12条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあります。当該株主総会が開催される場合には、大規模買付者等は、当該株主総会において新株予約権の無償割当てに関する決議がされた後においてのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。当該株主総会において当該議案が可決された場合には、当社は、新株予約権の無償割当てを行います。

- ・特別委員会の概要

大規模買付ルールが遵守されたか否か、取締役会評価期間を延長するか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に一定の対抗措置を発動するか否か等の当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するために、当社は、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。

特別委員会は3名以上の委員により構成され、各委員は、当社取締役会が当社社外取締役、当社社外監査役及び社外の有識者（弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者等）の中から選任します。かかる特別委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。

- ・本プランの有効期間、廃止及び変更について

本プランの有効期間は、平成29年6月に開催予定の当社定時株主総会の終結の時までといたします。なお、かかる有効期間の満了前であっても、（i）当社株主総会において本プランを廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、（ii）当社取締役会において本プランを廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止または変更されるものとします。

④上記の具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の確保・向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保・向上を目的に、上記の基本方針の実現に資する取組みを行ってまいりました。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を向上させ、その向上が株主及び投資家の皆様による当社株式の評価に適正に反映されることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為が困難になるものと考えられ、これらの取組みは、基本方針に資するものであると考えております。したがって、上記の基本方針の実現に資する取組みは基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

また、本プランは、上記のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保・向上させる目的をもって継続されたものであり、基本方針に沿うものです。本プランは、株主総会において株主の皆様との承認を得た上で継続され、また、対抗措置の発動にあたって新株予約権の無償割当てに関する議案を株主総会に付議することがあるものとされており株主意を重視するものであること、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件が設定されていること、本プランの運用ないし対抗措置の発動に関する取締役会の判断の合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として特別委員会が設置され、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重して取締役会が判断を行うこととされていること、本プランは有効期間の満了前であっても株主総会または株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により何時でも廃止することができ、また、当社取締役の任期は1年であり毎年の定時株主総会で取締役の構成員の交代を一度に行うことができることから今後の本プランの更新、廃止について、株主の皆様との意思が反映されるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	121,486	流動負債	59,765
現金及び預金	35,838	支払手形及び買掛金	51,026
受取手形及び売掛金	71,642	短期借入金	730
商品及び製品	9,843	未払法人税等	2,122
仕掛品	297	賞与引当金	2,820
原材料及び貯蔵品	1,080	役員賞与引当金	173
繰延税金資産	1,550	製品保証引当金	82
その他	1,295	その他	2,809
貸倒引当金	△61	固定負債	6,412
固定資産	45,589	繰延税金負債	1,279
有形固定資産	21,085	退職給付に係る負債	13
建物及び構築物	7,330	その他	5,120
機械装置及び運搬具	533	負債合計	66,178
工具、器具及び備品	795	純資産の部	
土地	12,305	株主資本	96,711
建設仮勘定	102	資本金	13,247
その他	18	資本剰余金	13,455
無形固定資産	6,558	利益剰余金	70,060
のれん	4,511	自己株式	△52
その他	2,047	その他の包括利益累計額	3,952
投資その他の資産	17,944	その他有価証券評価差額金	3,809
投資有価証券	12,761	為替換算調整勘定	142
繰延税金資産	819	新株予約権	160
その他	4,383	少数株主持分	72
貸倒引当金	△19	純資産合計	100,896
資産合計	167,075	負債・純資産合計	167,075

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		239,411
売 上 原 価		201,494
売 上 総 利 益		37,916
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		24,723
営 業 利 益		13,193
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	48	
受 取 配 当 金	521	
仕 入 割 引	979	
為 替 差 益	219	
そ の 他	250	2,019
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	48	
売 上 割 引	1,300	
そ の 他	63	1,412
経 常 利 益		13,800
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	325	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	194	520
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	39	
減 損 損 失	24	
固 定 資 産 売 却 損	0	64
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		14,256
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,574	
法 人 税 等 調 整 額	935	5,509
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		8,746
少 数 株 主 利 益		5
当 期 純 利 益		8,741

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	12,730	12,939	65,954	△51	91,572
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	516	516			1,032
剰 余 金 の 配 当			△4,634		△4,634
当 期 純 利 益			8,741		8,741
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	516	516	4,106	△0	5,138
当 期 末 残 高	13,247	13,455	70,060	△52	96,711

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為 替 換 算 勘 定	その他の包括利 益累計額合計			
当 期 首 残 高	2,408	89	2,498	223	67	94,361
連結会計年度中の変動額						
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)						1,032
剰 余 金 の 配 当						△4,634
当 期 純 利 益						8,741
自 己 株 式 の 取 得						△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,401	52	1,453	△62	5	1,396
連結会計年度中の変動額合計	1,401	52	1,453	△62	5	6,535
当 期 末 残 高	3,809	142	3,952	160	72	100,896

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数及び連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 4社
- ・連結子会社の名称
㈱パトライト
春日電機㈱
SIAM ORIENT ELECTRIC CO., LTD.
アイティエフ㈱

②非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

- ・非連結子会社の名称
INABA DENKO (MALAYSIA) SDN. BHD.
㈱山根電業社
因幡電機貿易（上海）有限公司
PATLITE (U. S. A.) Corporation
PATLITE Europe GmbH
PATLITE (SINGAPORE) PTE LTD
派特萊電子（上海）有限公司
PATLITE KOREA CO., LTD.
PT. PATLITE INDONESIA
PATLITE TAIWAN CO., LTD.

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

INABA DENKO (MALAYSIA) SDN. BHD.

榊山根電業社

因幡電機貿易（上海）有限公司

NISHIDEN (MALAYSIA) SDN. BHD.

PATLITE (U. S. A.) Corporation

PATLITE Europe GmbH

PATLITE (SINGAPORE) PTE LTD

派特萊電子（上海）有限公司

PATLITE KOREA CO., LTD.

PT. PATLITE INDONESIA

PATLITE TAIWAN CO., LTD.

②持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちSIAM ORIENT ELECTRIC CO., LTD. の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

ロ) たな卸資産

商品……………主として移動平均法による原価法

製品・原材料……………主として総平均法による原価法

なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ) 有形固定資産

(リース資産を除く) ……定率法。ただし、国内連結子会社の平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物……………15年～50年

機械装置及び運搬具…2年～17年

工具、器具及び備品…2年～20年

ロ) 無形固定資産

(リース資産を除く) ……自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法

③重要な引当金の計上基準

イ) 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ) 役員賞与引当金……………役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

ニ) 製品保証引当金……………販売した製品に関する補修費用の支出に備えるため、今後支出が見込まれる金額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内のその効果が及ぶ期間にわたって均等償却しております。

なお、金額が僅少な場合は、発生時に一括償却しております。

⑥消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「為替差益」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「営業外収益」の「その他」に含まれる「為替差益」は9百万円であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 17,370百万円 |
| (2) 受取手形裏書譲渡高 | 1,002百万円 |

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式				
普通株式 (注) 1	27,372千株	412千株	－千株	27,784千株
合計	27,372千株	412千株	－千株	27,784千株
自己株式				
普通株式 (注) 2	19千株	0千株	－千株	19千株
合計	19千株	0千株	－千株	19千株

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加412千株は、ストックオプションの権利行使に伴う新株式の発行による増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成26年6月20日開催の第66期定時株主総会決議による配当に関する事項

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	3,254百万円
・1株当たり配当金額	119円
・基準日	平成26年3月31日
・効力発生日	平成26年6月23日

平成26年11月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	1,379百万円
・1株当たり配当金額	50円
・基準日	平成26年9月30日
・効力発生日	平成26年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成27年6月19日開催予定の第67期定時株主総会において次のとおり付議予定であります。

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	2,193百万円
・1株当たり配当金額	79円
・基準日	平成27年3月31日
・効力発生日	平成27年6月22日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

平成21年7月30日取締役会決議分

・目的となる株式の種類	普通株式
・目的となる株式の数	41,900株

平成22年7月30日取締役会決議分

・目的となる株式の種類	普通株式
・目的となる株式の数	24,000株

平成23年7月28日取締役会決議分

・目的となる株式の種類	普通株式
・目的となる株式の数	99,100株

平成24年7月30日取締役会決議分

・目的となる株式の種類	普通株式
・目的となる株式の数	169,700株

平成26年7月28日取締役会決議分

(権利行使期間の初日が到来しておりません。)

・目的となる株式の種類	普通株式
・目的となる株式の数	400,000株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、運転資金については自己資金で賄っております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての買掛金残高の範囲内にあるものを除き、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての売掛金の残高の範囲内にあるものを除き、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規定に従い、営業債権について、財務部及び各営業担当事業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規定に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を決めた社内ルールに従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を連結売上高の1か月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

また、後述の「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち特定の大口顧客に対するものはありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含めておりません（注2）参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
①現金及び預金	35,838	35,838	—
②受取手形及び売掛金	71,642	71,642	—
③投資有価証券	10,989	10,989	—
資産計	118,469	118,469	—
支払手形及び買掛金	51,026	51,026	—
負債計	51,026	51,026	—
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

- ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引：該当事項はありません。
- ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	当連結会計年度（平成27年3月31日）		
			契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超（百万円）	時価（百万円）
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金	119	—	(注)
	シンガポールドル	売掛金	27	—	(注)
	タイバーツ	売掛金	4	—	(注)
	買建				
	米ドル	買掛金	78	—	(注)
	シンガポールドル	買掛金	11	—	(注)
	タイバーツ	買掛金	5	—	(注)

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされる売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、売掛金及び買掛金の時価に含めております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	1,772

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「③投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	35,838	—	—	—
受取手形及び売掛金	71,642	—	—	—
合計	107,480	—	—	—

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 3,625.56円
(2) 1株当たり当期純利益 317.54円

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	112,943	流動負債	56,850
現金及び預金	33,628	支払手形	401
受取手形	17,939	買掛金	49,436
売掛金	49,862	未払金	919
商品及び製品	9,014	未払費用	399
原材料及び貯蔵品	134	未払法人税等	2,000
前渡金	102	未払消費税等	665
前払費用	109	前受金	237
繰延税金資産	1,203	預り金	61
未収入金	474	前受収益	7
その他の	514	賞与引当金	2,502
貸倒引当金	△39	役員賞与引当金	173
固定資産	50,344	その他の	46
有形固定資産	16,236	固定負債	5,910
建築物	4,570	長期預り保証金	4,791
構築物	42	繰延税金負債	1,106
機械及び装置	206	その他の	12
車両運搬具	89	負債合計	62,760
工具、器具及び備品	469	純資産の部	
土地	10,855	株主資本	96,575
その他の	1	資本金	13,247
無形固定資産	1,838	資本剰余金	13,455
ソフトウェア	1,799	資本準備金	13,455
ソフトウェア仮勘定	4	利益剰余金	69,924
電話加入権	34	利益準備金	807
投資その他の資産	32,269	その他利益剰余金	69,117
投資有価証券	11,128	別途積立金	35,500
関係会社株式	8,519	繰越利益剰余金	33,617
出資金	8	自己株式	△52
関係会社長期貸付金	8,380	評価・換算差額等	3,792
破産更生債権等	18	その他有価証券評価差額金	3,792
長期前払費用	15	新株予約権	160
差入保証金	446	純資産合計	100,527
保険積立金	927	負債・純資産合計	163,288
その他の	2,843		
貸倒引当金	△19		
資産合計	163,288		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	226,414
売 上 原 価	193,567
売 上 総 利 益	32,846
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	19,799
営 業 利 益	13,047
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	131
受 取 配 当 金	299
仕 入 割 引	974
そ の 他	253
	1,658
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	39
売 上 割 引	1,260
そ の 他	44
	1,344
経 常 利 益	13,360
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	323
投 資 有 価 証 券 売 却 益	194
	517
特 別 損 失	
減 損 損 失	24
固 定 資 産 除 却 損	10
固 定 資 産 売 却 損	0
	34
税 引 前 当 期 純 利 益	13,843
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,396
法 人 税 等 調 整 額	795
	5,192
当 期 純 利 益	8,651

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計
	資本剰余金			利 益 剰 余 金						
	資 本 金	資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
					別 積	途 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	12,730	12,939	12,939	807	35,500	29,600	65,907	△51	91,526	
事業年度中の変動額										
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	516	516	516						1,032	
剰 余 金 の 配 当						△4,634	△4,634		△4,634	
当 期 純 利 益						8,651	8,651		8,651	
自 己 株 式 の 取 得								△0	△0	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)									—	
事業年度中の変動額合計	516	516	516	—	—	4,016	4,016	△0	5,048	
当 期 末 残 高	13,247	13,455	13,455	807	35,500	33,617	69,924	△52	96,575	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	2,402	2,402	223	94,152
事業年度中の変動額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				1,032
剰 余 金 の 配 当				△4,634
当 期 純 利 益				8,651
自 己 株 式 の 取 得				△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	1,389	1,389	△62	1,326
事業年度中の変動額合計	1,389	1,389	△62	6,375
当 期 末 残 高	3,792	3,792	160	100,527

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び

関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産

商品……………移動平均法による原価法

製品……………総平均法による原価法

原材料……………総平均法による原価法

貯蔵品……………最終仕入原価法

なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）……………定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………15年～50年

機械及び装置……………7年～10年

工具、器具及び備品…2年～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）……………自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金……………役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内のその効果が及ぶ期間にわたって均等償却しております。

なお、金額が僅少な場合は、発生時に一括償却しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	11,974百万円
(2) 受取手形裏書譲渡高	982百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	687百万円
短期金銭債務	479百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	1,629百万円
仕入高	1,727百万円
その他の営業取引高	248百万円
営業取引以外の取引高	341百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式 (注)	19千株	0千株	一千株	19千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産)

繰延税金資産	未払事業税	163百万円
	賞与引当金	806百万円
	その他	233百万円
	繰延税金資産合計	1,203百万円
	繰延税金資産の純額	1,203百万円

(固定資産)

繰延税金資産	投資有価証券評価損	28百万円
	減損損失	244百万円
	貸倒引当金	5百万円
	その他	150百万円
	繰延税金資産合計	428百万円

(固定負債)

繰延税金負債	有価証券評価差額金	1,531百万円
	その他	3百万円
	繰延税金負債合計	1,535百万円
	繰延税金負債の純額	1,106百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用自動車及び事務用機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員	守谷 承弘	当社代表取締役社長	（被所有） 直接 0.09	当社株主及び代表取締役	ストックオプションの権利行使	11	-	-
役員	吉田 益巳	当社専務取締役	（被所有） 直接 0.03	当社株主及び専務取締役	ストックオプションの権利行使	11	-	-
役員	枝村 浩平	当社常務取締役	（被所有） 直接 0.03	当社株主及び常務取締役	ストックオプションの権利行使	11	-	-
役員	吉良 洋二	当社常務取締役	（被所有） 直接 0.02	当社株主及び常務取締役	資金の貸付	100	短期貸付金	-
					資金の回収	100	短期貸付金	
					貸付利息の受取	0	-	
					ストックオプションの権利行使	103	-	
役員	家郷 晴行	当社常務取締役	（被所有） 直接 0.04	当社株主及び常務取締役	ストックオプションの権利行使	11	-	-
役員	喜多 肇一	当社常務取締役	（被所有） 直接 0.01	当社株主及び常務取締役	ストックオプションの権利行使	20	-	-
役員	奥田 善紀	当社取締役	（被所有） 直接 0.01	当社株主及び取締役	ストックオプションの権利行使	11	-	-
役員	岩倉 広幸	当社取締役	（被所有） 直接 0.01	当社株主及び取締役	ストックオプションの権利行使	16	-	-
役員	酒井 昭	当社常勤監査役	（被所有） 直接 0.03	当社株主及び常勤監査役	ストックオプションの権利行使	17	-	-

（注） 1. 平成21年7月30日開催の取締役会、平成22年7月30日開催の取締役会、平成23年7月28日開催の取締役会及び平成24年7月30日開催の取締役会の決議に基づき発行したストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

2. 吉良洋二氏に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して取引条件を決定しております。

3. 酒井昭氏のストックオプションの権利行使は、当社取締役であった時に付与されたものの行使であります。
4. 吉良洋二氏は、平成26年9月30日付で当社常務取締役を辞任により退任しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,614.90円
(2) 1株当たり当期純利益	314.28円

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

因幡電機産業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新 免 和 久	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤 川 賢	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、因幡電機産業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、因幡電機産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

因幡電機産業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新 免 和 久 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤 川 賢 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、因幡電機産業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月8日

因幡電機産業株式会社 監査役会

常勤監査役 酒 井 昭 ㊟

常勤社外監査役 藤 原 利 往 ㊟

社外監査役 井之上 明 彦 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、中間配当と期末配当の年2回、当期純利益の45%を目処に利益配分を行う業績連動型の配当政策を基本方針としております。

この方針に基づき、当期の配当につきましては、期末配当を1株当たり79円とし、中間配当50円と合わせて年間配当を1株当たり129円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

上記方針に基づき、当期の1株当たり期末配当金につきましては、普通配当79円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は2,193,425,125円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月22日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	もり や よし ひろ 守 谷 承 弘 (昭和26年9月20日生)	昭和49年3月 当社入社 平成10年6月 当社取締役電設事業部長 平成13年4月 当社取締役電設本部長兼電設事業部長 平成13年10月 当社取締役電設本部長兼電設事業部長兼近畿電設事業部長 平成14年4月 当社取締役電設本部長 平成15年4月 当社常務取締役電設本部長 平成16年4月 当社代表取締役社長兼電設本部長 平成17年4月 当社代表取締役社長 平成22年4月 当社代表取締役社長兼営業本部長 平成24年4月 当社代表取締役社長 (現任)	26,572株
2	よし だ ます み 吉 田 益 巳 (昭和26年11月25日生)	昭和49年6月 当社入社 平成20年6月 当社取締役産機本部長兼Eテック事業部長 平成22年4月 当社取締役Eテック事業部長 平成23年4月 当社常務取締役営業副本部長兼Eテック事業部長兼環境システム事業部担当 平成24年4月 当社常務取締役営業本部長兼商品事業部・Eテック事業部・環境システム事業部担当 平成25年4月 当社常務取締役営業本部長 平成26年4月 当社専務取締役営業本部長 (現任)	10,819株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	えだ むら こう へい 枝 村 浩 平 (昭和31年7月29日生)	昭和54年9月 当社入社 平成17年6月 当社取締役電設本部長 平成20年4月 当社取締役電設本部長兼電 設東日本事業部長 平成22年4月 当社常務取締役営業本部担 当兼電設東日本事業部長兼 近畿電設事業部・営業企画 部担当 平成23年4月 当社常務取締役営業副本部 長兼電設東日本事業部・電 設西日本事業部・近畿電設 事業部担当 平成24年4月 当社常務取締役営業副本部 長兼電設西日本事業部海外 営業部長兼電設東日本事業 部・電設西日本事業部・近 畿電設事業部担当 平成25年4月 当社常務取締役営業副本部 長兼電設西日本事業部海外 営業部長兼電設東日本事業 部・電設西日本事業部・近 畿電設事業部管掌 平成26年4月 当社常務取締役営業副本部 長兼総合営業統括部長兼電 設東日本事業部・電設西日 本事業部・近畿電設事業部 管掌 (現任)	10,704株
4	いえ さと はる ゆき 家 郷 晴 行 (昭和32年3月22日生)	昭和55年3月 当社入社 平成15年6月 当社取締役経営企画室長兼 総務部長 平成22年4月 当社取締役管理本部長兼経 営企画室長兼総務部長 平成24年4月 当社取締役管理本部長兼経 営企画室長兼総務部長兼東 京管理部長 平成25年10月 当社取締役管理本部長兼経 営企画室長 平成26年4月 当社常務取締役管理本部長 兼経営企画室長 (現任)	11,715株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
5	き た せい いち 喜 多 肇 一 (昭和34年8月19日生)	昭和57年3月 当社入社 平成23年6月 当社取締役電材西日本事業 部長 平成26年4月 当社常務取締役電材西日本 事業部・電工事業部管掌 平成26年10月 当社常務取締役生産技術本 部長兼電材西日本事業部・ 電工事業部管掌 平成27年4月 当社常務取締役生産技術本 部長兼電工事業部管掌(現 任)	4,347株
6	おく だ よし のり 奥 田 善 紀 (昭和33年3月16日生)	昭和55年3月 当社入社 平成21年6月 当社取締役電材西日本事業 部長兼特販営業部長 平成22年4月 当社取締役電材西日本事業 部長 平成23年4月 当社取締役電材東日本事業 部長 平成26年4月 当社取締役商品事業部長 (現任)	4,025株
7	いわ くら ひろ ゆき 岩 倉 広 幸 (昭和34年3月3日生)	昭和58年3月 当社入社 平成23年6月 当社取締役電設東日本事業 部長兼海外営業部長 平成24年4月 当社取締役電設東日本事業 部長 平成26年4月 当社取締役電設東日本事業 部長兼電材東日本事業部管 掌(現任)	3,516株
8	たか はし つかさ 高 橋 司 (昭和37年12月10日生)	平成元年4月 弁護士登録(大阪弁護士 会)勝部法律事務所(現 勝 部・高橋法律事務所)入所 (現在) 平成16年6月 当社監査役 平成20年6月 当社取締役(現任) 平成22年6月 日本ペイント(株)監査役 (現任) 平成25年5月 イオンディライト(株)監査役 (現任)	0株

- (注)
1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
 2. 高橋 司氏は社外取締役候補者であります。
 3. 高橋 司氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏は、弁護士として企業法務に精通しており、専門的な知識・経験等を有しておられることから、社外取締役候補者として適任であると考えております。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 4. 高橋 司氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
 5. 高橋 司氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、高橋 司氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
 6. 当社は、高橋 司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役酒井 昭氏は本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
伊藤芳晃 (昭和47年5月14日生)	平成13年10月 弁護士登録(大阪弁護士会) 近畿合同法律事務所入所 平成20年1月 同事務所パートナー(現任)	0株

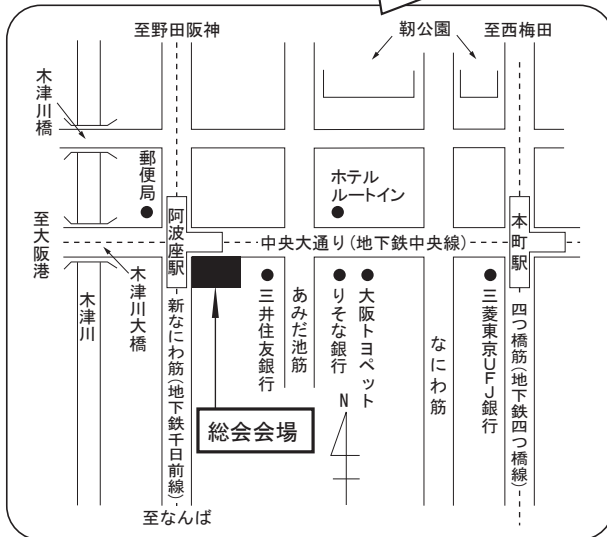
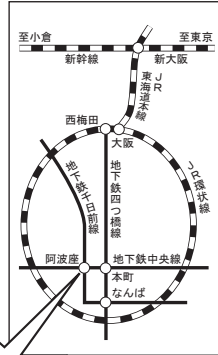
- (注) 1. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 伊藤芳晃氏は新任候補者であります。
3. 伊藤芳晃氏は社外監査役候補者であります。
4. 伊藤芳晃氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏の弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を、当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 伊藤芳晃氏は、選任後、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市西区立売堀 4 丁目11番14号
当社 11階会議室

交 通 地下鉄
(中央線・千日前線)
阿波座駅下車
(4番出口すぐ)



(なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承くださいませようお願い申し上げます。)

株主総会当日に配布しておりましたお土産は、昨年より取りやめさせていただいております。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。